「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に 同封するリーフレット等の印刷及び封入封緘業務の委託(概算契約)に係る質問回答書

大阪市職員共済組合

質問	回答
封入件数表はご支給いただけるのでしょう	全件同じ内容になるため、封入件数表の支
か。	給は想定していません。
パンフレット、リーフレットの見本を見せ	昨年度リーフレット、パンフレットを添付
ていただけないでしょうか。	していますのでご確認ください。
また、リーフレットの紙色は何色でしょ	リーフレットの紙色については例年契約
うか。	相手方と相談のうえ決定しています。
スケジュールを教えていただけないでしょ	① 現時点では未定ですが、昨年度は令和4
うか。	年 9 月 30 日に支給しており、今年度も
① 引取物の支給日	同時期となる予定です。
	② 令和5年10月5日(木)の予定です。
② 引抜リスト1回目の支給日	
	③ 令和5年10月11日(水)の予定です。
③ 引抜リスト2回目の支給日	
前回の契約実績(企業名、契約金額、契約	企業名:株式会社カマタ
数量)を教えていただけないでしょうか。	契約金額:891,000円
	契約数量
	・リーフレット・パンフレット印刷
	各 27,000 通
	・封入封緘
	約 27,000 通

質問	回答
扶養親族等申告書について	連番の印字はあります。添付しています昨
① 仕様書にて御支給品とのこと、申告書	年度の「扶養親族等申告書」の「連番」の
内に作業用連番の印字はございますで	箇所に連番が印字されます。
しょうか。	
作業管理上必要となるため、事前に印	
字部分のレイアウトを拝見できると幸	
いです。	
② 仕様書 P2 扶養親族申告書(DM 折	掲載できていませんでしたので添付してい
作業が必要となる)※別紙参照とある	ます「扶養親族等申告書」をご確認くださ
が、「別紙」は仕様書のどこに掲載が	い。
あるかご教示ください。	
封入用封筒について	変更は可能です。
長3窓あき封筒と記載があるが、洋0/洋	
長3封筒への規格変更は可能でしょうか。	
上記洋 0/洋長 3 封筒の場合ですと、機械	
封入ができ品質面の保証、及び安価でのご	
提示が可能です。	
印刷物校正について	PDF(データ)上でのやり取りで問題はあ
校正については、PDF(データ)上でのや	りませんが、最終校正時には一度校正紙を
り取りを想定して問題ないでしょうか。	ご提出ください。なお、発注者からの最初
校正紙のご提示が必要でしょうか。	のデータ渡しは Excel データになります。

連番

問い合わせ先

	年金訂	適用年	
1		15	21 23 24 26
			423505

この申告書を提出される方は、<u>赤枠で囲われた欄は必ず記</u> 入し、用紙は切り取らず、ご提出ください。

<u>、○、内心はサリルウ</u>の、○提出くたさい。 なお、控除対象配偶者または扶養親族がいない方や本人が 👉 C 扶 養 親 族 障害者または寡婦等に該当しない方は提出不要です。

変更なしに該当する方

印字されている令和4年の申告内容(氏名、令和4年扶養 親族等の内訳欄)に変更がなく、国外居住の扶養親族がいな

変更ありに該当する方

- 1 婚姻、就職、死亡等によって扶養親族等の状況に変更がある方
- 2 令和5年中に退職手当を受ける見込みのある扶養親族等がいる方
- 3 国外居住の扶養親族(国外居住の配偶者を除く)がいる方
- 4 扶養親族等が令和5年中に16歳、19歳、23歳または70歳 になる方
- 5 本人または扶養親族等の障害区分等に変更がある方
- 6 令和4年分でマイナンバー(個人番号)を記入していな い扶養親族等を令和5年分も申告する方
- 7 変更なし欄が***で消されている方のうち、令和5年 分から扶養親族等を申告する方
- ※上記1から7のいずれかに該当する場合には、変更箇所だけで はなく、申告するすべての事項を記入のうえ、提出してください。

令和5年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

令和4年分の申告内容から変更はありますか?		提	出 勻	三月	日		令和]		年			月		Е	}
※必ずどちらか一方に▽をしてください。		扶養親族等の内訳	課税区分	事 婦 等	摩 :	音音通	源泉控除対象配偶者	特定	養老人	者 16 歳未満	数 — 般	特同居		普	配偶者有無	
令和4年分から「変更あり」で申告します。 →令和4年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧のうえ、変更箇所だけではなく、 申告するすべての事項を配入してください。	令和4年扶養親族等の内訳欄 この欄は記入しないでください	令和 4年 令和 5年	27	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
平 45 孝		※内部	l ∎	細に・	21.17	- (±	ſ≆	리송		18	ir C	ださい	w.			

А) 受	給	者 ※内断の評細については「手引き」をこ覧ください。												
Ī			フリガナ				電話番号	()		_		
	氏	名					生年月日	明	大	昭	年	月	日	性別	
	(該当:	人障害 なしの場合は) ELA不要	区分 普通障害 特別障害	手帳の種類 身体降害者・精神除害者 療 育・その他	等級	交付年月日・内容	2 本人所得 (該当なしの場合は) 記入不要				額が9001 ☑をして			る	
			3配偶 の有領		配偶者がいない				は、 <u>裏面の【</u> <進んでくだる			告する扶	登親族がい ください。		

Œ		控除	対象となる配偶者	配偶者を控除対象配偶者として申告しない場合は	矢印に沿って進んでください。			
			源泉控除対象配偶者または、北京の大は一般の大は一般の大は一般の大は一般の大は一般の大は一般の大は一般の大は一般	5 配偶者の区分	6 同居、別居、非居住者			
-		$\overline{}$	障害者に該当する同一生計配偶者 フリガナ		同居 別居 非居住者			
			77/1/	配偶者の収入が年金のみで、	diamer diamer diamer			
	氏 名		名	- 下記1, 2のどちらかに該当する 方は右の欄に☑をしてください。	7 配偶者老人区分			
				1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方	配偶者の年間所得の見積額が48万円 老 人 以下かつ70歳以上の場合に該当			
				2. 65歳未満の場合、年金額が	[昭和29年1月1日以前に生まれた方]			
	続	柄	(x) (y)	12. 65歳未満の場合、平金額が 108万円以下の方	配偶者障害 (該当かしの場合け記え不要)			
	称化	ተነላ	(表)		(BX = 4 UV/40 = B4 BLX 1 192)			
			20 (27 TT	- 上記以外の方は、「手引き」を参 ^{令和5年中} 照し、右の欄に年間所得の見積額	が得区分 手帳の種類			
			明大昭平	照し、石の側に平町所得の見慎額 をご記入ください。	普通障害 身体障害者 精神障害者			
	生年	月日	月日	(収入がない方はゼロを記入) ア	円 特別障害 (療 者)・(その他)			
L				」 退職所得がある方は、右の欄に○を 退職所得あ	り) 等級 交付年月日・内容			
	マイナンバー			■ したうえで、上記金額から退職所得	所得			
	(個人	、番号)			rej			

	9 控除対象扶養親族(16歳以上)	続柄	生年月日	11 同居等の区分	12年間 所得の	13 障害
	または扶養親族(16歳未満)	100 173	10 種 別	国外居住の有無	見積額	(該当なしの場合は記入不要)
氏 名	フリガナ 	子 孫 父母 (祖父母) 兄弟・姉妹	明 大 昭 平 令 年 月 日 特 定	(同居) (別居) (国外居住)	(48万円 (48万円 以下) 超 (退職所得あり)	区分 手帳の種類 普通障害 身体障害者・精神障害者 特別障害 療 育・そ の 他
マイナンバー (個人番号)		甥・姪 三親等内の親族	老 人 16歳未満)	3.5成木河 70歲以上 留学 障害者 年38万円 以上送金	退職所得を除いた 令和5年中所得 万円	等級 交付年月日・内容
氏 名	71/1/1	子 孫 父母 祖父母 兄弟・姉妹 蝟・蛭	明 大 昭 平 令 年 月 日 特 定	同居 / 別居 / 国外居住 = 30歳未満 留学	48万円 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた	区分 手帳の種類 普通障害 身体障害者・精神障害者 特別障害 療 育・その他 等級 交付年月日・内容
マイナンバー(個人番号)	フリガナ	三親等内の親族	老 人 16歳未満 明 大 昭 平 令	障害者 年38万円以上送金	令和5年中所得	区分 手帳の種類
氏 名		ナ 孫 父母 祖父母 兄弟・姉妹 甥・姪	明 大 昭 平 令 年 月 日 特 定 老 人	国外居住 30歲未満 留学 70歲以上 留学	48万円 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた 会和5年中所得	区分 手帳の種類 普通障害 身体障害者 精神障害者 特別障害 續 首 子 の 他 等級 交付年月日・内容
マイナンバー (個人番号)		三親等内の親族	16歳未満	障害者 年38万円 以上送金	万円	
氏 名	70#+	子 孫 父母 (祖父母) 兄弟:姉妹 甥:姓	明 大 昭 平 令 年 月 日 特 定 老 人	同居 別居 別居 別居 別居 別居 別居 別所 国外居住 国外居住 国学	48万円 以下 48万円 国際所得あり 退職所得を除いた 令和5年中所得	区分 手帳の種類 普通障害 身体障害者・精神障害者 特別障害 療 育・ほの他 等級 交付年月日・内容
マイナンバー (個人番号)		三親等内の親族)	16歳未満	障害者 年38万円 以上送金	万円	
氏 名	79##	子 孫 父母 / 祖父母 兄弟・姉妹 甥・姪 三親等内の親族	明 大 昭 平 令 <u>年 月 日</u> (特 定) 老 人	同居) 別居) 回外居住 30歲未満 留学 70歲以上 留学 第12条 年38万円	48万円 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた 令和5年中所得	区分 手帳の種類 造通管 身体障害・精神障害・ 特別障害 瘍 育・そ の 他 等級 交付年月日・内容
マイナンバー(個人番号)	フリガナ	その他	明大昭平令	障害者 以上送金 (同居) (別居)	万円	区分 手帳の種類
氏 名		子 孫 父母 祖父母 兄弟·姉妹 甥·姪	年月日(特定)	国外居住 30歲未満 留学 70歲以上 留学	48万円 以下 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた 令和5年中所得	普通障害 身体障害者・精神障害者 特別障害 癒 育・子 の 他 等級 交付年月日・内容
マイナンバー (個人番号)		三親等内の親族	16歳未満	障害者 年38万円 以上送金	万円	

※年間所得の見積額が48万円を超える場合は、控除の対象外です。 合計所得の見積額が48万円を超える場合であっても、退職所得を除いた合計所得の見積額が48万円以下の場合は、地方税の控除対象と なります。

)	摘	要	欄
			IPIG
4			
1-4-			
摘	要		

※16歳未満の扶養親族欄は地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

【注意事項】

○年間所得の見積額

年間所得の見積額は収入から控除額等を差し引いたものです(控除額等は所得の種類ごとに計算方法が異なります。)。 複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合算する必要があるので、手引きの「年間所得の見積額の計算方 法」を参照してください。

○用紙は切り取らず、ご提出ください。

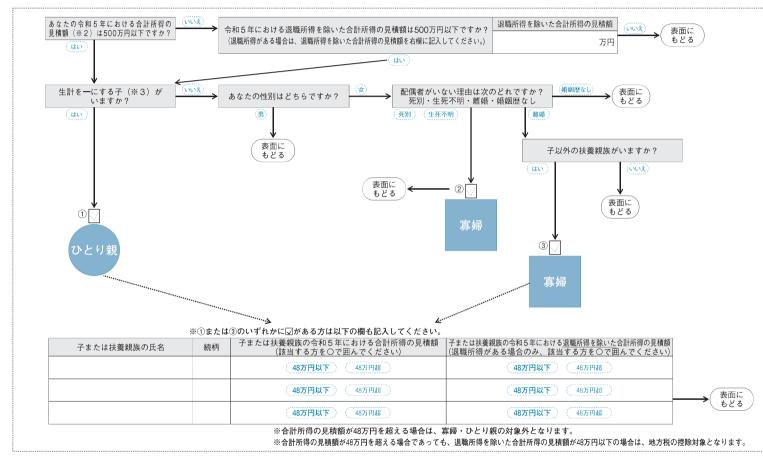
麹 町 税 務 署 長 殿	支払者	全国市町村職員共済組合連合	숙
該当市区町村長殿	所在地	東京都千代田区二番町2番地	

Φ

寡婦・ひとり親の申告 (表面③で「配偶者がいない」を選択した方のみ記載ください)

次の設問について、「はい」または「いいえ」等の該当する方を○で囲み、矢印を進んでください。

回答の結果、①または③の寡婦・ひとり親(※1)のいずれかに該当した場合は、該当箇所に図をつけ、必要事項を記入のうえ、表面に戻って記入を続けてください。



- ※1 再婚している場合(事実上婚姻関係と同様である場合を含みます。) は、該当しません。
- ※2 合計所得の見積額

令和5年中の純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用する前の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の 金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計をいいます。

※3 生計を一にする子

総所得金額等が48万円以下で、他の人の源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族になっていない子をいいます。

「令和5年分扶養親族等申告書」について

ご提出前に必ずご確認ください。

・令和3年4月1日以降に公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合、押 印は不要となりました。

なお、<u>押印された場合でもそのままご提出ください。</u>押印されていることを理由に申告書を お返しすることはありません。ご本人以外の方が代筆する場合についても、押印は必要あ りません。

- ・申告する方の個人番号(マイナンバー)記入欄が「***」と印字されている方は、既に申告済みであるため、記入は不要です。なお、空欄の方は「変更あり」に☑をして、個人番号(マイナンバー)及び申告するすべての事項を記入してください。
- ・「変更なし」に**図**をして提出された場合は、受給者の氏名以外の項目に追記、訂正、 削除がある場合でも<u>前年の申告内容どおりの</u>取扱いとなりますのでご注意ください。

提出前に次の項目についてご確認ください。

漏れがあると不備になりますのでご注意ください。

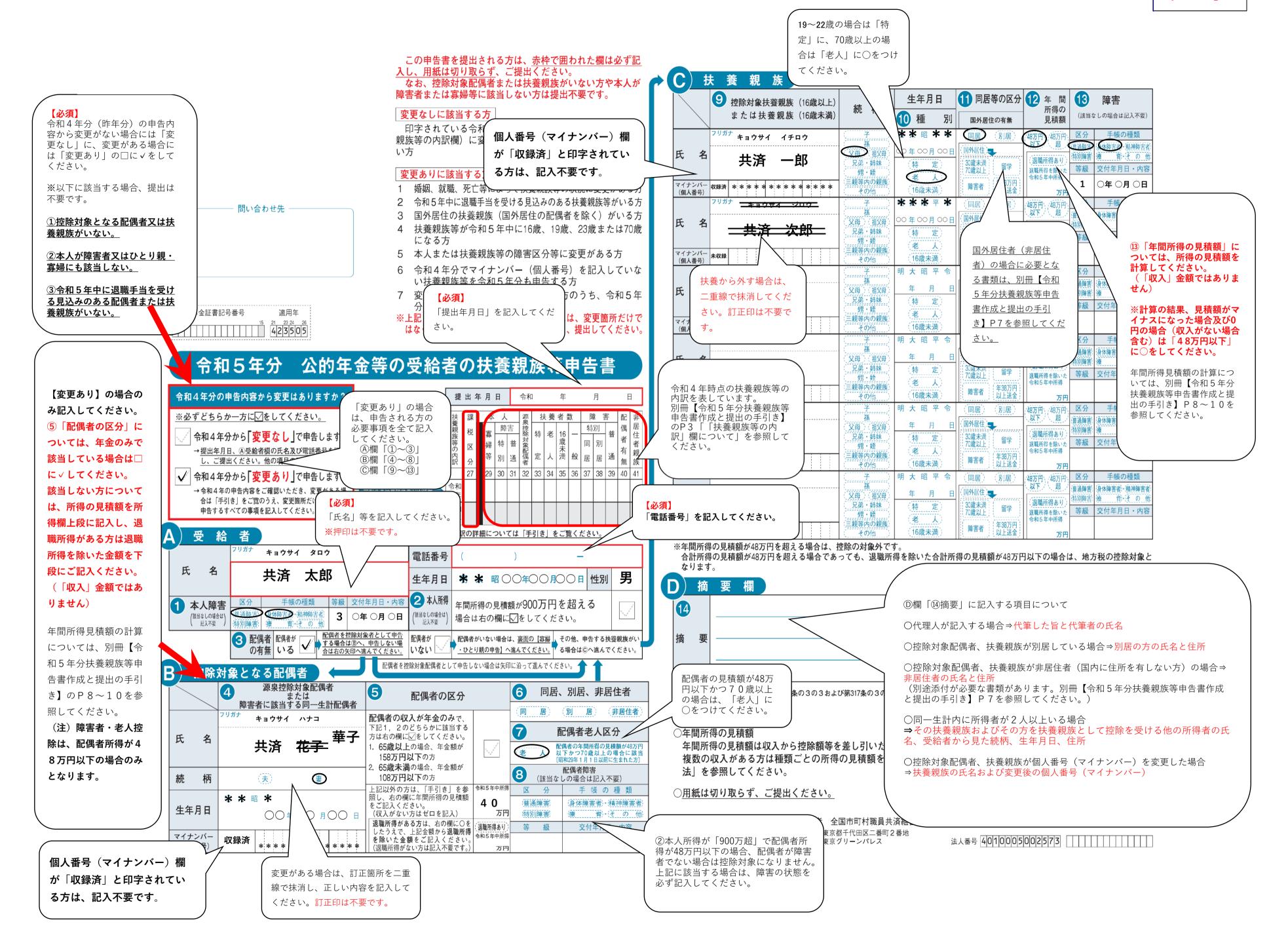
- □黒ボールペン等(消えないもの)で記入しましたか?
- □「変更なし」または「変更あり」の□に ✓ をしましたか?
- □「提出年月日」、△欄「受給者の氏名(漢字)」「電話番号」の記入をしましたか?
- \Box 「変更あり」の場合は、申告される方の必要事項を全て記入しましたか? (Δ 欄「①~③」B欄「④~⑧」C欄「⑨~ \Box 」)

提出期限 令和4年11月4日(金)

- ・同封の返信用封筒に84円(普通郵便)切手を貼って投函してください。 なお、別途料金が加算されますが、書留等配達状況が記録される郵送方法をご希望の方は、お 近くの郵便局でご相談ください。
- ・窓口への来所による提出については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、マスク着用等による感染予防対策にご協力いただきますようお願いいたします。
- 申告書の発送直後は、電話がつながりにくくご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

令和5年分「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」記入例

見本



控除対象となる配偶者及び被扶養者の記入確認方法

【令和5年中に控除対象となる配偶者又は扶養親族がおらず、本人が障害者又は寡婦等 にも該当せず、令和5年中に退職手当を受ける見込みのある配偶者または扶養親族がい ない方】

 \Rightarrow

提出の必要はありません。

【令和5年から「変更なし」に該当する方】

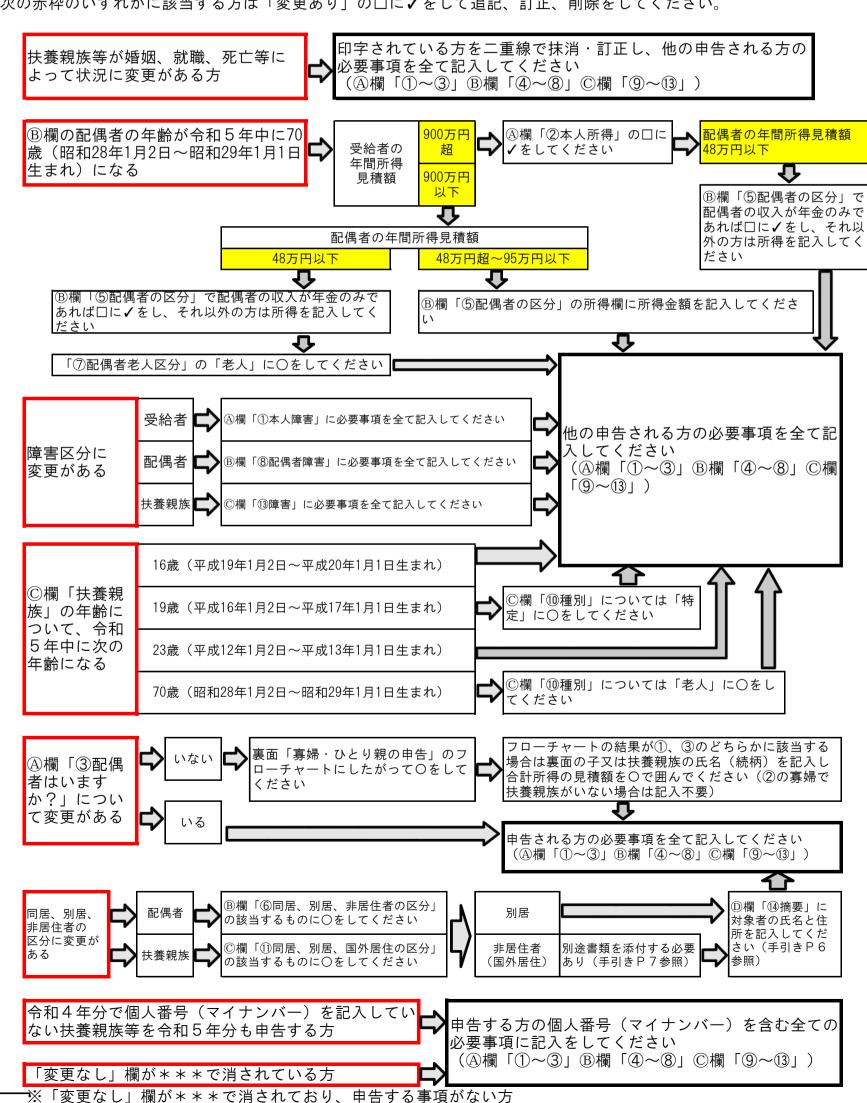
※【令和5年から「変更あり」に該当する方】(参考例)の赤枠の事項に該当しない。

令和4年分の申告内容と変更がない方

「変更なし」の□に✔をし、△欄の氏名、電話番号及び提出年月 日を記入し、提出してください。

【令和5年から「変更あり」に該当する方】(参考例)

次の赤枠のいずれかに該当する方は「変更あり」の□に✔をして追記、訂正、削除をしてください。



令和5年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き

詳しくは、この手引きをご覧ください。

大阪市職員共済組合

必ずお読みください

- ■「扶養親族等申告書」の記入にあたっては、本手引きを参照してください。
- ■税制改正により、退職手当等を受ける見込みのある一定の配偶者及び扶養親族について、退職所得等を除いた年間所得の見積額を申告することとなりました。 (詳細は本手引きの11ページを参照してください。)
- ■税制改正により、国外に居住する配偶者以外の扶養親族について、控除対象とするためには一定の要件が必要となりました。(詳細は本手引きの7ページを参照してください。)
- ■「扶養親族等申告書」内の「変更なし」欄が「***」で消されている方は令和4年分の「扶養親族等申告書」を提出されていない方、または令和4年の年金額が源泉徴収の対象でなかった方です。
- ■「扶養親族等申告書」内の 変更ありに該当する方 1~7以外にも、職場を 退職したこと等により令和5年から人的控除を希望する場合は、「変更あり」の □に√をし、必要事項を全てご記入の上、ご提出ください。
- ■控除対象配偶者及び扶養親族がいない方かつ本人が障害者及び寡婦・ひとり親に該当せず、令和5年中に退職手当を受ける見込みのある配偶者または扶養親族がいない方は提出不要です。

《提出にあたって》

提出期限は、令和4年11月4日(金)です。

- ○提出前に、記入された内容を再度ご確認ください。
 - ※同封の返信用封筒に84円切手を貼りご提出ください。なお、別途料金が加算されますが、書留等配達状況が記録される郵便方法をご希望の方はお近くの郵便局でご相談ください。
 - ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、窓口への来所の際はマスク等の感染 予防対策にご協力ください。
 - ※令和4年分の源泉徴収票は令和5年1月下旬頃に送付します。
 - ※この申告書に必要書類以外の他のお手紙等は添付しないでください。

お問い合わせ先

大阪市職員共済組合 年金係

電話が混み合い繋がりにくい場合がございます。あらかじめ ご了承ください。

お問い合わせの際には、電話番号をよくお確かめのうえ、お かけ間違いのないよう、よろしくお願いいたします。 受付時間:月~金曜日(平日) 9:00~17:30(12:15~13:00を除く)

> 0 6-6 2 0 8-7 5 4 7 0 6-6 2 0 8-7 5 4 8

06-6208-7549

『令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の作成と提出の流れ

- ※以下のすべてに該当する場合、提出は不要です。
- ①控除対象となる配偶者または扶養親族がいない。
- ②本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しない。
- ③令和5年中に退職手当を受ける見込みのある配偶者または扶養親族がいない。

令和4年分の申告内容から変更はありますか? ※必ずどちらか一方に▽をしてください。 令和4年分から「変更なし」で申告します。 →提出年月日、⑥受給者欄の氏名及び電話番号を記入し、ご提出ください。他の項目の記入は不要です。 令和4年分から「変更あり」で申告します。 →令和4年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧のうえ、変更箇所だけではなく、申告するすべての事項を記入してください。

〇申告書の内容をご確認ください。

前年から「変更なし」の場合

⇒「□(変更なし)」の□に∨をしてください。

前年から「変更あり」の場合

⇒「□ (変更あり) | の□に√をしてください。



提出年月日 令和 〇 年〇〇月〇〇日

〇提出年月日を記入してください。



 A
 受給者

 ネンキン タロウ 電話器 (XX)XXX - XXX

 年金 太郎

 生用 明 大 昭 年 月 日 性別

〇A欄の「氏名」欄、「電話番号」欄を記入してください。

※氏名(フリガナ)をご確認ください。
※代理の方が記入する場合は申告書⑩欄に
代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

「変更あり」の場合

「変更なし」の場合

○A・B・C欄を訂正または追加してください。

※変更がある場合は二重線で抹消・訂正してください。

※訂正印は不要です(下記の<訂正の例>、<抹消の例>を参照してください。)。

※黒ボールペン等でご記入ください。

(例は朱字で訂正していますが、実際の記入は、黒ボールペンで訂正してください。) (書いた文字が消せるボールペンでの記入はしないでください。)

<訂正の例>

<抹消の例>





※B・©欄の記入が不要な場合 控除対象となる配偶者、親族がいない場合

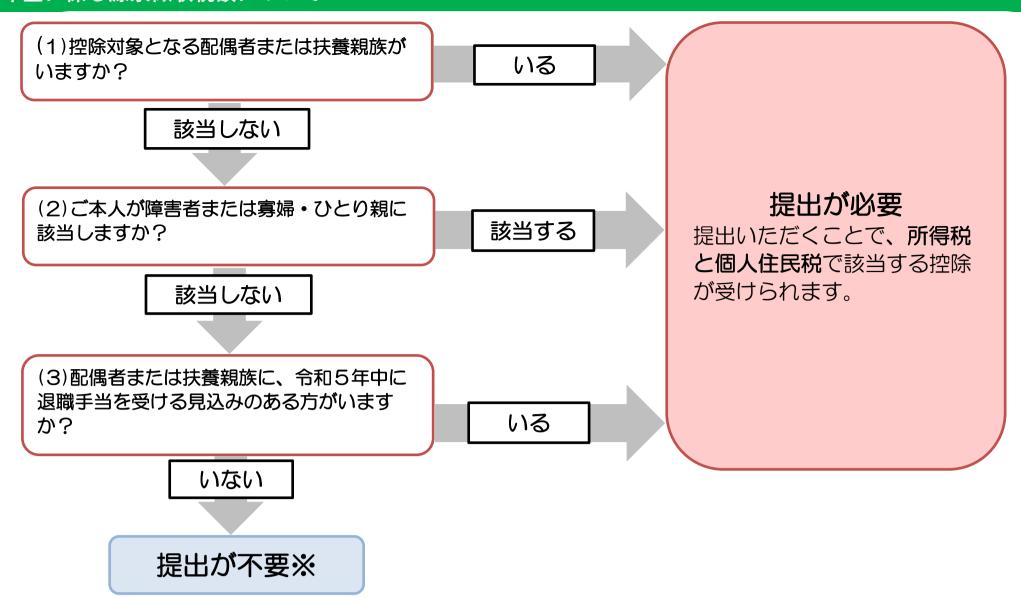
○□欄を記入してください。

記入事項については、本手引き6ページをご覧ください。



〇封筒に切手を貼って提出

法令上受給者が提出することが規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担でお願いします。



※ 提出されない場合でも、源泉徴収の所得税率(5.105%)は変更ありません。

「扶養親族等の内訳」欄について

「令和4年扶養親族等の内訳欄」 ⇒ (申告書左側中段に記載あり)

	扶養	課		本人				扶養	者数	ζ	ß	章 语	丰	配	非民
	親 族	税	寡	障	害	控除	特	老	16		特	:別	普	偶者	居 住
	等 の	X	婦	特	普	対 象 配			歳未		同	別		有有	者
	内訳	分	等	別	通	偶者	定	人	木 満	般	居	居	通	無	親族
ľ	令和	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	+	ク	ケ	П	サ	シ	ス	セ
	4年														

※課税区分(ア)が「3」「4」の方は令和4年の「イ~セ」欄の表示は全て「0」になっています。

令和 4 課税区		ア	令和4年分の扶養親族等申告書を提出された方であれば 「1又は2」 令和4年分の扶養親族等申告書を提出されていない方であれば 「3」 令和4年分の年金額が源泉徴収の対象でなかった方であれば 「4」
寡婦等	 手欄	1	本人が寡婦であれば 「1」 本人がひとり親であれば 「4」 ※ 1
* / 陪中間	「特別」	ウ	本人が特別障害者であれば 「1」
本人障害欄	「普通」	エ	本人が普通障害者であれば 「1」
海白地及社 台		オ	控除対象配偶者がいれば 「1」
[源永控陈刈》 	源泉控除対象配偶者欄		その配偶者が70歳以上であれば 「2」 ※2
	「特定」	カ	扶養親族のうち【19歳以上23歳未満】の人がいればその人数
扶養者数欄	「老人」	丰	扶養親族のうち【70歳以上】の人がいればその人数
(配偶者を除く)	「16歳未満」	ク	扶養親族のうち【16歳未満】の人がいればその人数
	「一般」	ケ	「カ」、「キ」、「ク」の他に扶養親族の人がいればその人数
	「特別」「同居」	П	扶養親族のうち特別障害者で「同居」の人がいればその人数
障害欄 ※3	「別居」	サ	扶養親族のうち特別障害者で「別居」の人がいればその人数
	「普通」	シ	扶養親族の中に普通障害者がいればその人数
配偶者有	有無欄	ス	配偶者がいれば 「1」 ※4
非居住者	親族欄	セ	扶養親族に非居住者がいればその人数

- ※1 税制改正により、「寡夫」及び「特別寡婦」は令和3年分から「ひとり親」となりました。
- ※2 70歳以上の配偶者の年間所得の見積額が48万円超~95万円以下の場合は「1|
- ※3 年間所得の見積額が48万円を超える場合は、障害者である場合であっても、障害の人数に含まれません。
- ※4 配偶者がいる方でも、源泉控除対象配偶者でないまたは障害者に該当する同一生計配偶者でない場合は「0」

記入項目について①

令和4年分から扶養状況に変更がありましたか?

※A~©欄の記入内容をご確認いただき、必ずどちらか一方に図をしてください。

●前年から変更が「ない」場合

「変更なし」に図をし、提出年月日、A欄のご本人の氏名および電話番号を記入の上、ご提出ください。

●前年から変更が「ある」場合

「変更あり」に図をし、提出年月日、△欄のご本人の氏名および電話番号を記入の上、申告書の該当する箇所を記入し、ご提出ください。

●扶養親族等申告書に記載すべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等に該当するかどうかは、申告書を提出する日の現況により判定してください。所得金額及び年齢については次のとおりです。

所得金額・・・申告書を提出する時点の現況により見積もった令和5年1月1日から 令和5年12月31日までの合計所得額

年 齢・・・令和5年12月31日の現況

●扶養親族等の氏名について

控除対象配偶者や扶養親族の氏名の漢字については、JIS第一、第二水準内の規格での登録となりますので、異体字や旧字体については、カタカナや新字体に置き換えて登録しています。

- A「受給者」欄
- 本人障害 【手引き12ページ 「「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに〇をしてください。 また、手帳の種類のいずれかに〇をし、障害等級、交付年月日などをご記入ください。 障害を示す書類(手帳の写しなど)は不要です。

② 本人所得 【手引き8~10ページ「「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、□に√をしてください。 ※手引き11ページ「「本人所得」及び「配偶者の区分」について」を参照

③ 寡婦・ひとり親の申告 【申告書裏面 寡婦・ひとり親の判別方法を参照】

配偶者がいない場合は、申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】へ進んでください。

申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】の判別方法にて該当するものを確認し、「はい」または「いいえ」等の該当する方を○で囲み設問を進んだうえで、いずれかに該当した場合、該当したものの□に√をしてください。

寡婦・ひとり親を示す書類は不要です。

配偶者を源泉控除対象者として申告する場合は®へ進んでください。

配偶者以外に、申告する扶養親族がいる場合は、〇へ進んでください。

- B 「控除対象となる配偶者 | 欄 =
- 4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限ります。)の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

記入項目について②

5 配偶者の区分 【手引き8~10ページ「「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

配偶者の収入が年金のみで、記載されている年金額以下の場合は□に✓をしてください。 それ以外の場合は年間所得見積額(所得の見積額がマイナスとなる場合は、ゼロ)を<u>必ず</u> ご記入ください。

また、配偶者が令和5年中に退職手当を受ける見込みである場合、「退職所得あり」を〇で 囲み、**退職所得を除いた**年間所得見積額を必ずご記入ください。

個人番号(マイナンバー)欄について

・「収録済」と印字されている場合→記入は不要です。

前回提出してから個人番号(マイナンバー)の変更がある場合は、「変更あり」の□に ✓ し、申告書の⑩欄の⑭に該当者の氏名と変更後の個人番号(マイナンバー)をご記入ください。海外にお住まい等の理由で個人番号(マイナンバー)をお持ちでない方は、申告書の⑪欄の⑭に該当者の氏名及びお持ちでない旨とその理由をご記入ください。

・「未収録」と印字されている場合→「変更あり」の□に√をして、該当者の個人番号を ご記入ください。個人番号(マイナンバー)が確認できる書類の添付は不要です。 個人番号を記入することで、翌年以降は記入が不要になります。

6 同居・別居・非居住者の区分

【手引き7ページ「国外にお住まい(非居住者)の扶養親族等がいる場合」を参照。】

受給者と同居か別居か非居住者(国内に住所を有しない方)のいずれかに〇をしてください。 「別居」の場合は、申告書の⑩欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。 「非居住者」の場合は、申告書の⑩欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。 また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

☑ 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上で年金所得見積額が48万円以下の場合、「老人」に〇をしてください。 ※老人控除対象配偶者(70歳以上・昭和29年1月1日以前に生まれた方)を「老人」と省略して 記載しています。

配偶者障害 【手引き12ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

記入方法は①をご覧ください。

※配偶者が障害者に該当しても、所得見積額が48万円を超える場合は障害者控除の対象外です。

C 「扶養親族」欄 =

🎱 控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)

控除対象扶養親族(※1)および扶養親族(※2)の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象となります。

- ※1 16歳以上:平成20年1月1日以前に生まれた方
- ※2 16歳未満:扶養親族のうち、平成20年1月2日以降に生まれた方
- □ 特定・老人・16歳未満の種別 【手引き12ページ 「「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは」を参照】

 扶養親族がいずれかに該当する場合、該当する文字に○をしてください。

記入項目について③

11 **同居等の区分・国外居住の有無【**手引き7ページ「国外にお住まい(非居住者)の扶養親族等がいる場合」を参照】

受給者と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書の①欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」である場合は、「国外居住」と該当する区分に〇をして、**①**欄の**④**にその方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」等を扶養親族等申告書に添付してください。なお、いずれの条件にも該当しない場合、区分は記入不要です。

- (1)対象者の年齢が16歳以上30歳未満、または70歳以上である場合 「別居」、「国外居住」、「30歳未満・70歳以上」に○をしてください。
- (2)対象者の年齢が30歳以上70歳未満である場合
- ①~③に該当する場合、いずれかひとつに○をしてください。
 - ①対象者が留学のため国内に住所および居所を有しなくなった場合

「別居」、「国外居住」、「留学」に○をしてください。

②対象者が障害者に該当する場合

「別居」、「国外居住」、「障害者」に〇をしてください。 また、申告書の③「障害」欄もご記入ください。

- ③対象者が受給者より生活費または教育費に充てるため送金を年間38万円以上受ける見込みである場合 「別居」、「国外居住」、「年38万円以上送金」に○をしてください。
- 12 年間所得の見積額 【手引き8~10ページ「「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

扶養親族の令和5年の年間所得の見積額を計算し、「48万円以下」または「48万円超」のどちらか一方に○をしてください。

また、扶養親族が退職手当を受ける見込みである場合、「退職所得あり」に〇をして、 退職所得を除いた年間所得見積額をご記入ください。

13 障害 【手引き12ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

記入方法は①をご覧ください。

- D「摘要」欄
- 14 摘要

摘要欄には以下に該当する場合に記入してください。

- ・代理人が記入する場合→代筆した旨と代筆者の氏名
- ・控除対象配偶者、扶養親族が別居している場合→別居の方の氏名と住所
- ・控除対象配偶者、扶養親族が非居住者(国内に住所を有しない方)の場合→非居住者の氏名と 住所(別途添付が必要な書類があります。手引き7ページを参照してください)
- ・同一生計内に所得者が2人以上いる場合→その扶養親族及びその方を扶養親族として控除を受ける 他の所得者の氏名、受給者から見た続柄、生年月日、住所
- ・控除対象配偶者、扶養親族が個人番号(マイナンバー)を変更した場合→扶養親族の氏名及び変更後 の個人番号(マイナンバー)

国外にお住まい(非居住者)の扶養親族等がいる場合

〇「非居住者」とは

国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方を「非居住者」といい、「非居住者」である方を控除対象とする場合、一定の要件があり、添付書類の提出が必要です。

なお、配偶者や扶養親族を「非居住者」として申告された場合、源泉徴収票にその旨が記載されます。

○「親族関係書類」の添付

控除対象となる配偶者または扶養親族が国外居住(非居住者)の場合は、親族関係書類(※)を申告書と同封 してご提出ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者が受給者本人の配偶者または 親族であることを証するものをいいます。

なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

- ①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の 旅券の写し
- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。)

〇配偶者が国外居住(非居住者)である場合

控除対象となる配偶者が国外居住(非居住者)である場合は、申告書の⑥「同居、別居、非居住者」欄の「非居住者」に○をして、申告書の⑩欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

○配偶者以外の扶養親族が国外居住(非居住者)である場合

<控除対象となる要件>

配偶者以外の扶養親族が国外居住(非居住者)の場合は、その方を控除対象とするためには、一定の要件があります(配偶者の場合は、このような要件はありません。)。

扶養親族が国外居住(非居住者)の場合、控除対象とするためには、非居住者でない扶養親族の要件(受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下である親族)に加え、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ①対象者の年齢(※1)が16歳以上30歳未満、または70歳以上であること
- ②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所および居所を有しなくなったこと
- ③対象者が①に該当せず、障害者(※2)に該当すること
- ④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において生活費または教育費に充てるための送金を 年間38万円以上受ける見込みであること
 - ※1 16歳以上30歳未満 = 平成6年1月2日~平成20年1月1日生まれの方 70歳以上 = 昭和29年1月1日以前生まれの方
 - ※2 障害者に該当するかは、12ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」をご覧ください。

<記入方法と添付書類>

配偶者以外の扶養親族が国外居住(非居住者)の場合は、申告書の⑪「国外居住の有無」欄の「国外居住」と該当する区分に○をして、⑩欄の⑭にその方の氏名と住所をご記入ください。

なお、上記①から④いずれにも該当しない場合は、区分の○は記入不要です。

上記の①、③、④に該当する場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

また②に該当する場合は、「親族関係書類」と併せ、「留学の事実がわかる書類」(※)を添付してください。

③または④に該当する場合の「障害状態を証明する書類」、「送金を証明する書類」は添付不要です。

※現地の査証 (ビザ) または在留カードの写しで、対象者が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより 国内に住所および居所を有しなかった旨を証するもの (外国語で作成されている場合は、翻訳文も必要です)。

「年間所得の見積額」の計算方法①

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合計して所得額を計算してください。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額 (A) 」 - 「公的年金等控除額」 = 「公的年金等にかかる雑所得の金額 |

公的年金等とは、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は、年金以外の所得額、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

〇収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合※の公的年金等控除額

年金を受け取る方の年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
	330万円以下	110万円
6 5 歳以上	330万円超410万円以下	(A) × 2 5 % + 2 7 万 5 千円
	410万円超770万円以下	(A) ×15%+68万5千円
(昭和34年1月1日以前生まれ)	770万円超1,000万円以下	(A) × 5 % + 1 4 5 万 5 千円
	1,000万円超	195万5千円
	130万円以下	6 0 万円
6 5 歳未満	130万円超410万円以下	(A) ×25%+27万5千円
	410万円超770万円以下	(A) ×15%+68万5千円
(昭和34年1月2日以降生まれ)	770万円超1,000万円以下	(A) × 5 % + 1 4 5 万 5 千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例①》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合の年間所得の見積額

145万円(受け取る年金額) - 110万円(公的年金等控除額) = 35万円(年間所得の見積額)

《**計算例②》65歳未満**の方で受け取っている年金額が**50**万円の場合の年間所得の見積額

50万円(受け取る年金額) - 60万円(公的年金等控除額) = 0万円(年間所得の見積額)(※) ※年間所得の見積額がマイナスとなった場合は所得額は0円となります。

〇公的年金等以外収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、一律10万円を上記の表の年金額に 対応する公的年金等控除額欄に記載された額から差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合に は、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。 共済組合が行う年金からの源泉徴収ではこの控除額の差額は適用されません。

「年間所得の見積額」の計算方法②

2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額(B)」-「給与所得控除額」-「所得金額調整控除額」=「給与所得の金額」

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額	
162万5千円以下	55万円	
162万5千円超180万円以下	(B) × 4 0 % - 1 0 万円	
180万円超360万円以下	(B) × 3 0 % + 8 万円	
360万円超660万円以下	(B) × 2 0 % + 4 4 万円	
660万円超850万円以下	(B) ×10%+110万円	
850万円超	195万円	

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合の年間所得の見積額

90万円(給与の収入金額) - 55万円(給与所得控除額) = 35万円(年間所得の見積額)

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

<u>所得金額調整控除額</u> = **年金所得額**(※) +**給与所得控除後の給与等の額**(※) -**10万円** (※) 10万円を超える場合は10万円

《**計算例》65歳以上**の方で受け取っている年金額が180万円(年金所得70万円)

および給与収入額が200万円の場合

給与所得控除額 : 200万円(給与の収入金額) × 30% + 8万円 = 68万円

所得金額調整控除額:10万円(年金所得の上限額)+10万円(給与所得の上限額)-10万円 =10万円

給与所得額 : 200万円(給与の収入金額) - 68万円(給与所得控除額)

- **10**万円(所得金額調整控除額) = **122**万円

②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額 = (給与の収入金額(※)-850万円)×10%

(※) 1,000万円を超える場合は1,000万円

《計算例》給与の収入金額が**1,200**万円で、23歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額 :195万円

所得金額調整控除額: $(1,000万円(給与の収入の上限額)-850万円) \times 10% = 15万円$

1,200万円(給与の収入金額) - 195万円(給与所得控除額)

- **15**万円(所得金額調整控除額) = **990**万円(年間所得の見積額)

(9)

「年間所得の見積額」の計算方法③

3. 収入が退職手当の場合の計算方法

(「一般退職手当等の収入金額」 - 「退職所得控除額」) × 1/2 = 「退職所得の金額」

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。

退職所得控除額は退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数※	退職所得控除額	
20年以下	40万円×勤続年数	
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数-20年)	

※勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。 長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

〇計算した退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てした金額が退職所得の金額となります。

〇退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得の金額を求める計算方法は異なります。

退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務 した勤続年数が5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下で ある場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職手当の金額の計算方法などについて、詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

収入がその他の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額(非課税所得は含みません。)		
利子所得	利子収入額と同額		
配当所得	利子収入-株式等の取得に要した負債の利子		
不動産所得	総収入金額-必要経費		
事業所得	総収入金額 – 必要経費		
譲渡所得	総収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額		
山林所得	総収入金額-必要経費-特別控除額		
一時所得	総収入金額-支出金額-特別控除額		
雑所得(公的年金等以外)	総収入金額-必要経費		

所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

「本人所得」及び「配偶者の区分」について

<配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		配偶者所得			
		48 万円以下	48万円超~95万円以下	95万円超	
本		配偶者控除			
人	900万円以下	老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除※1		
所 得	900万円超	障害者控除※2		控除対象外※3	

- ※1:配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。
- ※2:配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。
- ※3:上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

控除対象配偶者や扶養親族が退職手当を受ける見込みである場合

〇所得税の控除対象となる条件

全ての所得額を合計した年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。

扶養親族等申告書の⑤「配偶者の区分」欄にご記入いただく年間所得見積額は「退職所得を含んだ」金額です。

〇お住まいの市区町村の個人住民税において控除対象となる条件

退職所得を除いた所得額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。

⇒控除対象配偶者または扶養親族が令和5年に退職手当を受ける見込みである場合

退職所得を計算のうえ、「(退職所得を含んだ)年間所得見積額」とは別に、「退職所得を除く年間所得見積額」をご記入ください(退職所得の計算方法は、10ページをご確認ください)。

「退職所得を除いた」年間所得見積額を記入し、提出されると、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。

控除対象配偶者または扶養親族が退職手当を受ける見込みがない場合は、「退職所得を除いた」 年間所得見積額の記入は不要です。

個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

〇「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。 代表的な例は次のとおりです(詳細は国税庁のホームページまたは税務署にご確認ください。)。 **障害者に該当しても、該当者の所得見積額が48万円を超える場合は、障害者控除の対象となりません**。

	障害者区分		
障 害 者 	特別障害者	普通障害者	
(1)精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	該当する全ての方		
(2)精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	重度と判定された方	中度または軽度と判定された方	
(3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害等級が1級の方	左の程度以外の方	
(4)身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方	障害の程度が1級 または2級の方	3級から6級までの方	
(5)戦傷病手帳の交付を受けている方	障害の程度が特別項症から 第3項症までの方	左の程度以外の方	
(6)原子爆弾の被爆による障害のある者として厚生労働大臣の認 定を受けている方	該当する全ての方		
(7)常に就床を要し複雑な介護を要する方	該当する全ての方		
(8)年齢65歳以上【昭和33年1月1日以前に生まれた方】 で、市町村長や福祉事務所長から(1) ~(2)または(4)に 準ずる障害があると認定されている方	(1)~(2)または(4)の特別障害者 と同程度の重度の障害がある方	左の程度以外の方	

※介護保険の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除を受けることはできません。詳しくは市役所等にお問い合わせください。

※「常に就床を要し複雑な介護を要する方」とは、引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等をすることができない程度の状態にあると認められる方のことです。該当する場合は「内容」欄に「寝たきり」等の状態を記入してください。

〇「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をされていない方、または配偶者の生死が不明な方で、下表の条件に該当する方です。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係(※3)	控除の区分 図 除額(年額)
500万円以下 (※1)	男性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 (36万円)
	女性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 (36万円)
		扶養親族がいない	死別・生死不明 婚姻歴あり	寡婦 (27万円)
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴あり	寡婦 (27万円)

※1:500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※2:他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと48万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※3:住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

〇「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」とは、平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。 「老人扶養親族」とは、昭和29年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。